

# ①手引き本体抜粋

## 教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)

(令和9年度開設用)

<本体>

文部科学省初等中等教育局  
教育職員政策課

場合は申請不要。変更届⑧の審査結果が「不可」とされた場合は申請が必要。

※3 大学設置認可上の取扱いにより、表の②、③、⑧のいずれかに該当する。

## (2) 変更届の提出の要否

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。変更届の届出及び提出すべき書類等については、本手引きの変更届等の提出要領に掲載している。

また、変更届の様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

(URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/080718\\_2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_2.htm))

教職課程における主な変更のうち、届出が必要な場合と不要な場合は以下のとおりである。

### ●届出が必要な場合

- ・授業科目を新設又は廃止する場合
- ・授業科目の名称を変更する場合
- ・授業科目の単位数を変更する場合
- ・授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択）又は開設方法（共通開設範囲等）を変更する場合
- ・教職専任教員を追加又は削除する場合
- ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合
- ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合
- ・教職専任教員の職位を変更する場合

### ●届出（報告）が必要な場合

- ・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
- ・大学名、設置者名を変更する場合
- ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
- ・入学定員を変更する場合
- ・教職課程の認定を取り下げる場合（学生の募集停止等）

### ●届出が不要な場合

- ・授業科目のシラバスを変更する場合
- ・兼任教員を兼任教員にする場合・兼任教員を兼任教員にする場合
- ・兼任教員・兼任教員を追加又は削除する場合

※詳細については、「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」（114 ページ～）を参照すること。

(2) 様式第2号 (概要)

様式は、「学部学科等の課程」「研究科専攻等の課程」「短期大学専攻科の課程」「教職特別課程」により異なるため、認定を受けようとする課程の種類に応じた様式を使用すること。

<作成例>

様式第2号 (概要) (学部学科等の課程)

認定を受けようとする大学の課程の概要

大学名	① ○○大学 (学部学科等の課程)							
設置者名	② ○○○○							
大学の位置	③ ○○県○○市○○町○○番地○							
④ 学部名	⑤ 学科等名	⑥ 入学定員	⑦ 設置年度	⑧ 認定を受けようとする 免許状の種類 (免許教科・領域)	⑨ 現在認定を受けている免許状の種類 (免許教科・領域) (認定年度)			⑩
					幼・小	中・高	特支	
○○学部	○○学科	○○	令和○年度	幼一種免 小一種免				
△△学部	△△学科	—	平成○○年度			中一種免 (国語) (令和元年度)	特支一種免 (知・肢・病) (平成18年度)	
	▼▼学科	○○	令和○年度	中一種免 (国語) 高一一種免 (国語) 特支一種免 (知・肢・病)				
◇◇学部	◇◇学科	○○	令和○年度	中一種免 (理科) (連携教職課程) 高一一種免 (理科) (連携教職課程)				
	◆◆学科	○○	平成○○年度	栄教一種免				養教一種免 (令和元年度)
入学定員合計		○○						
⑪ 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○学部○○学科は、令和○○年度設置のため、現在、設置認可申請中である。</li> <li>・△△学部▼▼学科は、△△学部△△学科を改組し、令和○○年度設置のため、現在、設置届出予定である。△△学科については、取下げ届提出予定。</li> <li>・◇◇学部◇◇学科 (中一種免 (理科)、高一一種免 (理科)) は、◆◆大学◆◆学部◆◆学科 (入学定員○○人) との連携教職課程の認定申請である。</li> <li>・◇◇学部◆◆学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として平成○○年○○月に指定済である。</li> </ul>							

① 「大学名」欄は、認定を受けようとする課程の種類に応じて記載すること。

申請する課程の種類	記載	使用する様式
大学学部学科等における課程	○○大学 (学部学科等の課程)	学部学科等の課程
大学学部学科等における通信の課程	○○大学 (学部学科等の通信課程)	
短期大学学科等における課程	○○短期大学 (学科等の課程)	

短期大学学科等における通信の課程	〇〇短期大学（学科等の通信課程）	
大学院研究科専攻等における課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の課程）	研究科専攻等の課程
大学院研究科専攻等における通信の課程	〇〇大学大学院（研究科専攻等の通信課程）	
大学専攻科における課程	〇〇大学（専攻科の課程）	
短期大学専攻科における課程	〇〇短期大学（専攻科の課程）	短期大学専攻科の課程
大学における教職特別課程	〇〇大学（教職特別課程）	教職特別課程
大学における特別支援教育特別課程	〇〇大学（特別支援教育特別課程）	

③ 「設置者名」欄は、認定年度（令和9年度）の4月1日時点の大学の設置者を記載すること。（学長名及び理事長名は記載しないこと。）

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

③「大学の位置」欄は、既に認定を受けている課程及び認定を受けようとする課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④ 「学部名」「学科等名」欄は、申請時（令和8年3月）における大学全体の課程認定の状況を記載し、それに加えて今回新たに認定を受けようとする学部学科等の状況を記載すること。ただし、全体として認定年度（令和9年度）の学則定員が設定された組織名称の記載となるよう留意すること（「入学定員」欄も同様）。

※ 改組の場合、改組前の学部学科等が申請書を提出する年度（令和7年度）において課程認定を受けているのであれば、改組前・改組後の学部学科等名の両方を記載し、備考欄に改組する（認定後は取り下げる）旨を記載すること。

※ 申請に係る学部学科等以外で、認定年度（令和9年度）までに学科名称・定員変更を予定している場合には、新学科名称・定員を記載し、備考欄に、申請時（令和8年3月）の学部学科名称・定員を記載した上で、変更予定と記載すること。

※ 認定年度（令和9年度）までに課程の取下げを予定している場合には、備考欄にその旨を記載すること。

※ 第2部（夜間の課程）、第3部（昼間2交代制又は昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程）がある場合は、その旨を備考欄に記載すること。

※ 学則に定員が定められていない専攻やコースは記載しないこと。

※ 教職課程認定を受けていない学部学科等及び教職課程認定を受ける予定のない学部学科等は記載しないこと。

⑤ 「入学定員」欄は、認定年度（令和9年度）の学則に定める入学定員数を記載すること。また、学部等連係課程実施基本組織の入学定員は実際に学則で定める当該連係課程の入学定員、連係協力学部等の入学定員は学部等連係課程の入学定員を差し引いた定員を記載すること。なお、編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は記載しないこと。

認定年度（令和9年度）時点で改組、募集停止等となる学科等及び認定取下げにより当該学科等に教職課程が存在しなくなる学科等においては、「－」（ハイフン）を記載すること。

⑥「**設置年度**」欄は、当該学科の設置年度を記載すること。改組を伴わない学科名称の変更を行っている場合は、名称変更前の設置年度を記載の上、備考欄に学科名称の変更の状況を記載すること。（設置申請年度や課程認定の年度ではないため注意すること。）

⑦「**認定を受けようとする免許状の種類**」欄は、令和9年度に新たに認定を受けようとする免許状の免許教科及び種類を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、当該免許種の後「（連携教職課程）」と明記すること。

⑧「**現在認定を受けている免許状の種類**」欄は、申請時点で認定を受けている（教職課程認定審査1（1）③若しくは1（1）④に基づく届出により認められた課程を含む）免許状の免許教科及び種類を記載すること。

⑨免許状の免許教科及び種類の記載に当たっては、以下を参考に略記すること（免許教科は略記しないこと）。

幼稚園教諭一種免許状	幼一種免
幼稚園教諭専修免許状	幼専免
小学校教諭二種免許状	小二種免
小学校教諭専修免許状	小専免
中学校教諭一種免許状（国語）	中一種免（国語）
中学校教諭専修免許状（社会）	中専免（社会）
高等学校教諭一種免許状（地理歴史）	高一種免（地理歴史）
高等学校教諭専修免許状（数学）	高専免（数学）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・病弱者）	特支一種免（知・病）
特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者）	特支専免（視）
養護教諭一種免許状	養教一種免
養護教諭専修免許状	養教専免
栄養教諭一種免許状	栄教一種免
栄養教諭専修免許状	栄教専免

⑩「**認定年度**」欄は、改組を伴わない学科名称変更を行っている場合は、名称変更前の認定年度を記載すること。（※審査年度ではないため注意すること。）

※平成30年度の再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑪「**備考**」欄は、設置者や大学名の変更予定、既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定や、認定を受けようとする課程の設置申請・改組の状況、管理栄養士養成施設等の指定の状況等を記載すること。また、連携教職課程により認定を受ける場合は、連携先の大学の学部学科名及びの入学定員を記載すること。

(例) 大学の設置者、大学名変更等の予定

- ・〇〇年度より、設置者が〇〇から〇〇へ変更予定。
- ・〇〇年度より、大学名を〇〇大学から〇〇大学へ変更予定。

既に認定を受けている課程の名称・定員変更等の予定

- ・〇〇年度より、〇〇学科が〇〇学科へ名称変更予定。
- ・〇〇年度より、〇〇学科の定員を〇〇から〇〇へ変更予定。

認定を受けようとする学部学科等が設置予定の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置認可申請中（予定）である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、現在、設置届出予定である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇年度設置のため、既に、設置届出済である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、〇〇学部△△学科を改組し、現在、設置認可申請中である。△△学科については、取下届提出予定。

届出設置予定であり、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に係る変更届について承認を受けた課程がある場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、●●学部●●学科を改組し、〇〇年度設置のため、現在、設置届出済である。同学科の□□免(□□)については教職課程認定審査の確認事項1(1)③による変更届について承認を受けた。●●学部●●学科については、〇年度をもって教職課程認定を取り下げる予定である。

認定を受けようとする免許状の種類が、栄養教諭一種免許状又は栄養教諭二種免許状の場合

- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第5条の3第4号の規定により、管理栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済(指定申請中)である。
- ・〇〇学部〇〇学科は、栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士養成施設として〇〇年〇〇月に指定済(指定申請中)である。

連携教職課程により認定を受ける場合

- ・本申請は〇〇大学〇〇学部〇〇学科(入学定員〇〇人)との連携教職課程の認定申請である。

学部等連係課程実施基本組織等により認定を受ける場合

- ・××課程は学部等連係課程実施基本組織である(連携協力学部等は△△学部と□□学部)。そのため、××課程の入学定員は△△学部の内数〇名、□□学部の内数●名の和である。なお、連携協力学部等の入学定員は学部等連係課程実施基本組織に充てている入学定員を差し引いて記載している。

### (3) 様式第2号(教育課程及び教育研究実施組織)

様式第2号(認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織)には、各課程において教員免許状取得のために開設する授業科目及び教職専任教員の状況を記載すること。

#### <共通事項>

- 「学部・学科等」「入学定員」欄は、様式第2号(概要)及び学則等の記載内容と一致させること。
- 「免許状取得に必要な最低修得単位数」欄は、施行規則に規定する単位数を記載すること。
- 「学位」「学位又は学科の分野」欄は、大学設置認可や学則等に係る記載内容と一致させること。
- 授業科目の「名称」「単位数」「備考」欄は、シラバス及び学則等の記載内容と一致させること。
- 単位数の「必修」「選択」欄は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別を記載すること。  
(※卒業要件の必修・選択ではない。)なお、複数科目から選択必修とする場合、単位数は「選択」欄に記載し、選択必修の旨を当該科目の「備考」欄に記載すること。
- 「共通開設」欄は、共通開設可能な組合せを課程認定基準等で確認の上、各様式の留意点を参照して記載すること。
- 「教職専任教員」欄は、以下のとおり記載すること。(課程認定上の「教職専任教員」のみ記載する。「兼任教員」及び「兼任教員」は当該様式には記載しないこと。)
  - ・当該授業科目を担当する教職専任教員の氏名を記載すること。なお、旧姓等の通称を使用してい

⑥単位数について

- 「A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」には、表中の教科に関する専門的事項として開設されている科目の単位数の合計を記載すること。
- 「B. 「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数（他学科等が開設した授業の単位数を記載。）」には、「A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数の合計を記載すること。なお、当項目に示す単位数は、必修・選択別に記載せず、まとめて記載すること。また、「各教科の指導法」のうち、他学科等と共通開設する単位数及び他学科等の科目を充てる単位数は算入しないよう留意すること。
- 「C. 教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）」には、必修科目のみではなく、選択科目のうち選択必修科目として修得する科目の単位数を含めること。
- 「D. 教員の免許状取得のための選択科目」には、選択科目のうち、選択必修科目として修得する科目以外の科目の単位数を記載すること。
- 「E. 開設授業科目の合計単位数(C+D)－免許状取得に必要な最低修得単位数」には、CとDの合計した単位数から免許状取得に必要な最低修得単位数を差し引いた単位数を記載すること。

xi) 中高養栄・教育の基礎的理解に関する科目等

〈作成例（中学校・高等学校）〉

様式第2号（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）											
認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中高・教育の基礎的理解に関する科目等）											
認定を受けようとする学部・学科等	〇〇学部 ××学部	〇〇学科 ××学科	入学定員合計 400	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位、高一種免23単位			2. 認定を受けようとする免許状の種類 中高一種免（国語） 中高一種免（理科）				
開設体制	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			教職専任教員				備考	
	科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	単位数	共通開設 必 選 学校種等	教授	准教授	講師	助教		
大学において 共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科、××学科にて開設）  共通開設する 学科等の入学 定員の合計 （今回申請する 学科等以外も 含む。）  1,000人	教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		〇〇〇〇					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1					××××		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2							
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	2							中免のみ
		総合的な学習（探究）の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		養栄					特別活動の指導法を含む
		特別活動の指導法									
		教育の方法及び技術	教育方法	1							
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1								
生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		養栄						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		養栄					△△△△	
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1							(△△△△)	
	教育実習	教育実習事前事後指導	1			(〇〇〇〇)					
		教育実習1	2			(〇〇〇〇)					
		教育実習2	2			(〇〇〇〇)					
	学校体験活動	学校体験活動	2								
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2									
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		中29単位／高25単位		●教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）				中3人／高3人		
	・教員の免許状取得のための選択科目		中2単位／高4単位		●教職専任教員数（各教科の指導法）				中（国語）0人、（理科）1人		
	・開設授業科目の合計単位数－免許状取得に必要な最低修得単位数		中4単位／高6単位		●必要教職専任教員数				中3人／高3人		
※教職専任教員欄の網掛けは消さないこと。											

(10) 様式第5号

- ・ 本計画書には、大学における教育実習実施計画（教育実習、養護実習及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習の一部として実施する「学校体験活動」に関する実施計画を含む。）を具体的に記載すること。
- ・ 本計画書とともに、実習校からの受入承諾書の写しを提出すること。  
※様式の指定はないが、「学校体験活動」を行う場合は、本文中に当該「学校体験活動」が学校の指示の下に行う活動であることを明記すること。  
※写しは、紙媒体のスキャンではなく電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること（押印不要）。なお、原本の押印の可否は問わない。  
 ※大学が直接実習校から承諾を得る場合は、承諾を得た学校全ての提出が必要である。教育委員会を通じて承諾を得る場合は、当該教育委員会のものを提出すること。  
 ※日付は令和7年4月1日～申請書提出までの間の日で記載すること。

<作成例>

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）	
教育実習等実施計画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 <教育実習> 3年次9月～10月 <学校体験活動> 4年次7月～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 <教育実習> 中学校4週間（120時間）、高等学校2週間（60時間） <学校体験活動> 中学校又は高等学校週1回（合計40時間）
③	実習校の確保の方法 <教育実習> 大学が指定する学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。 <学校体験活動> 教育実習と同じ学校に実習生が内諾を得る。
④	実習内容 <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
⑤	実習生に対する指導の方法 <教育実習> ○日ごとに、指導教員が実習校へ巡回指導を行う。 <学校体験活動> 週1回、実習生から指導教員へ提出された報告書をもとに指導を行う。 あわせて、○月に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
②	内容（具体的な指導項目） <教育実習> . . . . <学校体験活動> . . . .
③	教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

- ①「教育実習（養護実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習）」に「学校体験活動」を含める場合においては、各項目に学校体験活動の内容も記載すること。
- ②「①教育実習等の時期」欄は、教育実習等を実施する年次及び月を記載すること。
- ③教育実習（学校体験活動）の総時間数は、1単位30時間を標準としているため、以下の時間

数を標準とする。(教育実習の中に学校体験活動を含める場合は、以下の時間数から1単位あたり30時間程度の時間数が低減される)

- ・(4単位) 120時間程度 幼稚園/小学校/中学校/養護教諭
- ・(3単位) 90時間程度 養護教諭二種
- ・(2単位) 60時間程度 高等学校/特別支援学校/学校体験活動
- ・(1単位) 30時間程度 栄養教諭/学校体験活動

④「③実習校の確保の方法」及び「⑤実習生に対する指導の方法」欄について、大学が責任を持って実習校の確保や実習生に対する指導に当たることが明確になるよう記載すること。

<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等 (以下「委員会等」という。)</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称 教職委員会</li> <li>・ 委員会等の構成員 (役職・人数など)・・・</li> <li>・ 委員会等の運営方法 毎月1回、年12回開催する。○○について審議を行う。・・・</li> </ul> <p>【委員会の組織図】 別途添付のとおり</p> <p>② 大学外の関係機関 (例：都道府県及び市区町村教育委員会など) との連絡調整等を行う委員会等 (※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。)</p> <p>&lt;教育実習・学校体験活動共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会等の名称 教育実習運営委員会</li> <li>・ 委員会等の構成員 (役職・人数など)・・・</li> <li>・ 委員会等の運営方法 ○、△、◇月に、年○回開催する。・・・</li> </ul> <p>&lt;学校体験活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○、△月の教育実習運営委員会にて○○学校との連絡調整会議を実施している。</li> </ul> <p>【委員会の組織図】 別途添付のとおり</p>																																	
<p>4 教育実習の受講資格</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3年次開始時点で以下に掲げる科目を修得済又は履修中であること。 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、生徒指導論、教育相談論 (進路指導を含む)、各教科の指導法の必修科目、教科に関する専門的事項 (10単位以上)</li> <li>2. 3年次開始時点の修得総単位数が○単位以上であること。</li> <li>3. 上記全てを満たしたうえで、登録申請を行った者に、教職委員会にて受講を許可する。</li> </ol>																																	
<p>5 実習校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;">学級数の合計</td> <td colspan="2">幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>学校名</td> <td>○○市立○○小学校 (△△県××市○○町1-23)</td> <td>学級数：○○ 児童数：○○人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教員数</td> <td>○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>学校名</td> <td>○○市立○○中学校 (△△県××市○○町1-23)</td> <td>学級数：○○ 生徒数：○○人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教員数</td> <td>○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>教育委員会名</td> <td>○○市教育委員会</td> <td>小学校：○○校 中学校：○○校</td> </tr> </table>						学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級		○	○	学校名	○○市立○○小学校 (△△県××市○○町1-23)	学級数：○○ 児童数：○○人			教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人		○	○	学校名	○○市立○○中学校 (△△県××市○○町1-23)	学級数：○○ 生徒数：○○人			教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人		○	×	教育委員会名	○○市教育委員会	小学校：○○校 中学校：○○校
		学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級																														
○	○	学校名	○○市立○○小学校 (△△県××市○○町1-23)	学級数：○○ 児童数：○○人																													
		教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人																														
○	○	学校名	○○市立○○中学校 (△△県××市○○町1-23)	学級数：○○ 生徒数：○○人																													
		教員数	○○人 (内訳) 教諭○○人、助教諭○○人、講師○○人、養護教諭○○人、養護助教諭○○人、栄養教諭○○人																														
○	×	教育委員会名	○○市教育委員会	小学校：○○校 中学校：○○校																													

⑤「3 委員会等」欄は、教育実習と学校体験活動における組織体制が同一の場合はまとめて記載すること。

⑥「委員会の組織図」欄は、各大学に設置している運営体制の組織図を略記すること。本欄に収まらない場合は、別添資料を本様式の後ろに添付すること。

⑦学校体験活動を実施する場合には、「②大学外の関係機関」欄に大学と学校体験活動の実習校との連携体制について記載すること。

⑧「4 教育実習の受講資格」欄は、教育実習の受講の条件として教員免許状取得に係る単位の取得条件を記載すること。

⑨「5 実習校」欄は、学校体験活動の実習校についても併せて記載し、教育実習又は学校体験活動の実習校に○を記載すること。(学校体験活動を開設していない、又は実習校ではない場合は×を記載する。)

⑩大学が直接実習校から受入承諾を得る場合には、当該校全ての学校名、学級数、児童数、教員数（令和7年5月1日現在）を記載すること。また、教育委員会を通じて実習の承諾を得る場合には、当該教育委員会名及び学校数（令和7年5月1日現在）を記載すること。

※該当がない方の欄は、空欄にせずに削除すること。

⑪「学級数の合計」欄は実習先の校種ごとに合計を記載し、該当する校種がない場合は記載しないこと。教育委員会を通じて実習先を確保している場合、学校体験活動の受入有無が学校により異なる場合は、行を分けて記載すること。

(11) 様式第6号

<作成例>

様式第6号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 教育学科	小一種免	講義室 理科実験室 音楽室 図画工作実習室 調理室 体育館 プール	○室 ○室 ○室 ○室 ○室 ○棟 (○○附属学校のプール)
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	講義室 実験室	○室 ○室
⑤施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ演習室（1室、学生が利用可能な端末を200台設置）</li> <li>・講義室（3室、各講義室に電子黒板1台を設置）</li> <li>・教職支援センターにて、デジタル教科書をインストールしたノートパソコン及びタブレットの貸出しを行っている。（ノートPC20台/タブレット5台）</li> </ul>			
⑥施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備			
グラウンド、体育館、プール（○○附属学校のプール）			

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 教育学科	小一種免	教科及び教科の指導法に関する科目（××） ：	○○○○冊
		教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊
理学部 理学科	中一種免（理科） 高一種免（理科）	教科及び教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目等	○○○○冊 ○○○○冊
合計（実数）			○○○○冊

3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など

<p>教職支援センター</p> <p>教職課程を履修する学生への免許状取得、教育実習、教員採用試験等に関する資料の閲覧・貸出及び自習スペースの提供、客員教授（校長経験者）による面接指導を行っている。</p>
---

### Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

※ 変更届を作成する際は、その時点で最新の手引きに記載の要領にしたがって作成すること。  
 (変更する課程の認定申請時点の手引きに記載の要領を参照するのではないことに留意。)

#### 1. 変更届等の提出要領・作成例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、3ページ(2)変更届の提出の要否に記載のとおり)。

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

(1) 教育課程の変更届(届出)	①授業科目を新設又は廃止する場合 ②授業科目の名称等を変更する場合 ③授業科目の単位数を変更する場合 ④授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法(共通開設範囲等)を変更する場合 ⑤教職専任教員に係る変更を行う場合 ・教職専任教員を追加又は削除する場合 ・兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合 ・教職専任教員の担当授業科目を追加又は削除する場合 ⑥教職専任教員の職位を変更する場合 ⑦教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合 ⑧教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合
(2) 教育課程の変更届(報告)	・認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合
(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届(報告)	・大学名、設置者名を変更する場合 ※大学の長、設置者の長(法人の理事長)の変更は届出不要。 ・学部・学科等の名称のみを変更する場合
(4) 学科等の入学定員変更届	・入学定員を変更する場合
(5) 学科等の課程認定取下届	・教職課程の認定を取り下げる場合(学生の募集停止等)

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、令和元年度以降入学生用のものである。再課程認定に伴い自動取下げとなった、平成30年度以前入学生に適用する教育課程において、上記(1)(※117ページの表①～④の変更に限る。)及び(2)の変更を行う場合は、(6)旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

## (1) 教育課程の変更届

### (ア) 変更届提出期限

- 前ページ表(1)①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 前ページ表(1)⑦、⑧の変更届提出期限(令和10年度実施)：
  - ①令和8年9月30日(水)までに必着
  - ②令和8年11月30日(月)までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を令和9年4月から実施する場合は、令和8年度末までに提出することが必要である(後期から教職専任教員の変更等がある場合には、後期の授業を開始する前までに変更届を提出する必要がある)。

ただし、前ページの表(1)⑦、⑧に該当し届出による変更を希望する場合には、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当するか否かの確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する年度の前々年度の9月末日又は11月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

令和10年度開設予定の学科等については、令和8年9月30日(水)又は令和8年11月27日(金)までに、その変更内容に応じて、変更届等を提出する必要がある。審査結果の通知時期は、令和8年9月30日(水)締切分が令和8年12月25日(金)まで、令和8年11月27日(金)締切分が令和9年2月中旬の予定である。

なお、令和9年度開設予定の学科等で次の表⑦、⑧に該当し、令和7年11月28日(金)までに次の表⑦、⑧に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦、⑧に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

### (イ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて117ページの表に示す書類を提出すること。

「届出をしようとする大学の課程の概要」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の作成に当たっては、Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領(23ページ以降)を参照すること。その際、「履歴書」「教育研究業績書」の様式は文部科学省ホームページ「教職課程認定申請の手引き及び提出書類の様式等について」からダウンロードすること。

届出をしようとする大学の課程の概要※	23 ページ～
履歴書	72 ページ～
教育研究業績書	74 ページ～
組織改組・再編対照表	108 ページ

※「届出をしようとする大学の課程の概要」について、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行

おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類の左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

なお、117 ページの表において①～⑧の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、1部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。ただし、学部と大学院など、異なる課程（21 ページに記載の区分参照）について変更を行う場合は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」を含め一式を課程ごとに作成すること。

また、次ページの表⑦、⑧の場合に該当する学科等に係る変更届は、他の学科等に係る変更届とは別に作成すること。

（例1）一つの免許課程で授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」…1部提出（①と⑤で共通）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」…変更した教職専任教員（⑤）に係るもの1部

（例2）一つの免許課程で次ページの表⑦に該当（⑦）する学科等において、同時に授業科目の新設（①）と「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員の変更（⑤）がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」…1部提出（①と⑤と⑦で共通）
- ・「届出をしようとする大学の課程の概要」…1部提出（⑦）
- ・「履歴書」「教育研究業績書」…変更した教職専任教員（⑤）に係るもの1部
- ・「設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況」…1部提出（⑦）
- ・「学則・履修規程等」（開設年度から適用するもの、及び従前適用していたもの）…1部提出（⑦）
- ・「組織改組対照表」…1部提出（⑦）
- ・「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況」…1部提出（⑦）
- ・「改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況」…1部提出（⑦）

**全ての課程において、シラバスの提出は不要である。(\*)**

○：提出が必要、×：提出が不要、△：場合により提出の要否が異なる

変更内容	必要書類														
	かがみ	変更内容一覧	理由書 (様式任意)	届出をしようとする大学の課程の概要	新旧対照表	シラバス※9	各教科(保育内容)の指導法・教育の基礎的理解に関する科目等・特別支援教育に関する科目の教職専任教員		教理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目であることを証明する書類	設置の前後における学位等及び教職専任教員の所属の状況	学則・履修規程等(開設年度から適用するもの)	学則・履修規程等(従前適用していたもの)	組織改組対照表(様式任意)	大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談の状況(様式任意)	改組等の前後における教育課程及び教育研究実施組織の変更状況
							履歴書	教育研究業績書							
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	×	△ ※1	△ ※1	△ ※2	×	×	×	×	×	×
② 授業科目の名称等を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	△ ※2	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必修・選択)又は開設方法を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑤ 教職専任教員に係る変更を行う場合	○	○	○	×	○	×	△ ※3	△ ※3	×	×	×	×	×	×	×
⑥ 教職専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8
⑧ 教職課程認定審査の確認事項1(1)④に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○ ※4	×	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	○ ※6	○ ※6	○	○ ※7	○ ※8

\* 全ての課程において、兼任教員又は兼任教員のみを変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、専修免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」の教員に係る変更のみを行う場合も、変更届の提出は不要である。

\* 認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合を除く教育実習実施計画の変更については、変更届の提出は不要である。

※1 授業科目新設の場合で、教職専任教員が担当する場合にのみ必要である。ただし、教職課程認定基準4-8(2)に定める共通開設による授業科目新設で、4-8(4)による教職専任教員の共通化の場合は、当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である(共通開設とともに教職専任教員に係る変更を行う場合は履歴書・教育研究業績書の提出は必要である)。

(例1) A学科(幼一種免・小一種免)開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科(中一種免(国語)・高一種免(国語))で共通開設する場合

→A学科(④)、B学科(①)の手続きが必要。B学科(①)における共通開設科目担当の教職専任教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要。

(例2) A学科(幼一種免・小一種免)開設の「教育の基礎的理解に関する科目」をB学科(中一種免(国語)・高一種免(国語))で共通開設するとともに、当該科目の教職専任教員をC教員からD教員へ変更する場合

→A学科(④と⑤)、B学科(①)の手続きが必要。共通開設科目担当のD教員の履歴書・教育研究業績書の提出は必要。

※2 新たに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目において「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設する場合(①)及び「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合(②)に提出が必要である。

※3 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「教職専任教員に係る変更の内容」が以下の組合せの場合である(免許状の種類にかかわらず共通)。

担当する科目区分 教職専任教員に係る変更の内容	各教科(保育内容)の指導法 教育の基礎的理解に関する科目等 特別支援教育に関する科目
(A) 教職専任教員を追加する場合	○
(B) 既に配置されている兼任教員・兼任教員を教職専任教員にする場合	○
(C) 既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合	○
(D) 教職専任教員を削除する場合	×
(E) 既に配置されている教職専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×
(F) 既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を削除する場合	×

\* 上記表にない「領域に関する専門的事項(専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。)」「教科に関する専門的事項(専修免許状の課程における「準ずる科目」、「指定大学が加える科目」を含む。)」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目(専修免許状の課程における「準ずる科目」を含む。)」の教職専任教員を変更する場合は、(A)～(C)の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である(変更届の提出は必要である)。

※4 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届については、改組前後で変更のない科目区分においても、新旧対照表を漏れなく提出すること(特に、「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の新旧対照表の提出漏れが多くみられるため、注意すること)。

※5 ⑦、⑧の場合に該当する学科等の変更届について、表①～⑥に該当する変更がある場合、①～⑥の場合の必要提出書類を確認し、⑦、⑧の書類に併せて漏れなく提出すること。特に、「履歴

書」「教育研究業績書」について、※1、※3の留意事項を参照し、漏れのないようにすること。

※6 学則・履修規程については、106ページの課程認定申請を行う場合に準じて提出するとともに、届出を行おうとする課程の授業科目・単位数（新旧対照表の新課程・旧課程に記載の科目）について、該当箇所に下線を引く、着色する等して、教職課程の科目を明確にすること（着色した場合は、欄外に凡例を示すこと）。

※7 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会への事前相談申し込み状況等について記載すること（様式は大学の任意で差し支えない）。大学設置室から事前相談結果が伝達されている場合は、あわせて「設置にかかる事前相談の結果」を提出すること（変更届提出時点で結果が伝達されていない場合は、結果連絡が届き次第、速やかに提出すること）。なお、国立大学の場合は、高等教育局国立法人支援課との相談状況を詳述すること。※8 記載内容については、「新旧対照表」及び「設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況」をもとに作成すること（エクセルファイルのまま提出すること）。

※9 全ての課程においてシラバスの提出は不要であるが、各教科（保育内容）の指導法、教育の基礎的理解に関する科目等、外国語（英語）の教科に関する専門的事項の科目又は特別支援教育に関する科目を新設するなどの変更を行う場合は、授業計画が各コアカリキュラムを満たす内容となっているか確認すること。

#### i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))	
文書番号	
① 令和〇〇年〇月〇〇日	
②	
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	
届出者（設置者）名	
③ 届出者（設置者）の長の職名及び氏名	④
〇〇大学の認定課程における学科等の 教育課程の変更について（届出）	
この度、令和〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更 することを、別紙のとおり届け出ます。	

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載す

ること。

届出者（設置者）名

- ・ 国立大学→国立大学法人名
- ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
- ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

④ 押印は不要とする。

## ii) 変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)  
(変更内容一覧表)

**変更内容一覧表**

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			① 授業科目を 新設又は廃 止する場合	② 授業科目の 名称等を変 更する場合	③ 授業科目の 単位数を変 更する場合	④ 授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	⑤ 教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	⑥ 教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	⑦ 教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	⑧ 教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○		
2		小一種免					○			
3		特支一種免(知・肢・病)						○		
4	工学部 機械工学科	高一種免(工業)	○				○	○		

(E)

(I 教育課程の変更届)  
(変更内容一覧表)

**変更内容一覧表**

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容 (D)							
			① 授業科目を 新設又は廃 止する場合	② 授業科目の 名称等を変 更する場合	③ 授業科目の 単位数を変 更する場合	④ 授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	⑤ 教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	⑥ 教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	⑦ 教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	⑧ 教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	情報科学学部 情報科学学科	中一種免(数学)							○	
2		高一種免(数学)					○		○	
3		高一種免(情報)	○	○					○	

(E)

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

## 変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	工学研究科 機械工学専攻	高専免(工業)		○			○	○		

(E)

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

## 変更内容一覧表

(C)

	(A) 学部・学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称等を変 更する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) 又は開設方 法を変更す る場合	教職専任教 員に係る変 更を行う場 合	教職専任教 員の職位 (教授・准教 授・講師・助 教)を変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)④に該 当し、変更 する場合
1	A大学 国際学部外国語学科	中一種免(英語)				○	○			○
2		高一種免(英語)				○	○			○
3		中一種免(フランス語)				○				○
4		高一種免(フランス語)				○				○
5	A大学 文学部人文学科	中一種(社会)	○	○		○	○			○
6		高一種(地理歴史)	○	○		○				○
7		高一種(公民)	○	○		○	○			○
8	A大学 理学部物理学科	中一種(理科)								○
9		高一種(理科)								○
10	B大学 外国語学部英文学科	中一種(英語)				○				○
11		高一種(英語)				○				○
12	B大学 外国語学部仏文学科	中一種(フランス語)				○				○
13		高一種(フランス語)				○				○
14	B大学 経営学部経営学科	中一種(社会)	○	○		○				○
15		高一種(公民)	○	○		○				○
16	B大学 情報学部情報学科	高一種免(情報)					○			○

(E)

<記載上の注意>

(A) 「学部・学科等名」欄は、認定を受けている学部名、学科等名を記載すること（特に、変更届⑦において、改組後の学部・学科等名が記載されている場合が多くみられるため、届出時点の学部・学科等名を記載すること）。専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。

また、変更届⑧の場合で、複数の大学を統合する場合、大学名から記載すること。

(B) 「免許状の種類」欄は、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）ごとに行を分けて記載すること。ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。

(C) 「教育課程の変更届の変更内容」欄は、該当する変更内容に「○」印を記載すること。なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載し、該当する変更内容に係る必要書類を全て提出すること。

(D) 教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、1（1）③に該当し届け出る学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は別途必要となるので、留意すること（例えば、令和8年度改組に当たって、大学において共通開設している「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届⑦の書類を令和6年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、令和7年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員変更の届出を行う必要がある）。

(E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴い1ページに収まらない場合はページ数が増えても構わない。

### iii) 理由書（様式任意）

当該変更が生じた理由を記載すること。

(例)・教職専任教員の退職に伴い新たに教職専任教員を雇用するとともに、授業内容の変更を伴う授業科目名称の変更を行うため。

(例)・○○学部○○学科を改組して届出により設置予定の●●学部●●学科について、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に該当するため、届出により変更を行うものである。

(例)・○○大学及び●●大学を統合して令和●●年度から△△大学を設置予定であり、その際、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則第2条第5項により、教員審査の省略が認められている。△△大学▲▲学科については、教職課程の教育課程、履修方法及び教育研究実施組織等が従前の○○大学□□学科及び●●大学■●学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしており、教職課程認定審査の確認事項1（1）④に該当するため、届出により変更を行うものである。

iv) 届出をしようとする大学の課程の概要

「届出をしようとする大学の課程の概要」について、課程認定申請における様式第2号（概要）を参考に、届出をしようとする年度の教職課程の状況がわかるように作成すること。その際、「認定を受けようとする」については、「届出をしようとする」に書き換えを行うこと。備考欄の記載などは、II. 2. (2) 様式第2号（概要）の作成例及び記入要領（2 ページ～参照）を参照して、同様に記載すること。

v) 新旧対照表（①～⑦）

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」など）ごとに新旧対照表を作成すること。また、⑦の新旧対照表については、新は届出をしようとする開設年度の教育課程、旧は改組前の従前の教育課程とすること。

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

<作成例>

(I 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
①	大学名	〇〇大学（学部学科等の課程）					担当部署	④		担当者		
②	設置者名	〇〇〇〇					電話番号	④				
③	大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇					e-mail	④				
⑤	教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	⑧	⑨	⑩	備考	
		新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	⑦	—	—	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。		
		旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	幼一種免	—	—			
施行規則に定める科目区分等		新					旧					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	⑪ 授業科目	単位数 必選	⑫ 教職専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必選	⑬ 教職専任教員 氏名・職名	履修方法	変更内容等		
領域及び保育内容の専門的指導法に関する事項	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授		健康Ⅰ 健康Ⅱ	2 2	〇〇〇〇教授		名称変更 廃止		
		幼児と人間関係	2	△△△△講師		人間関係Ⅰ 人間関係Ⅱ	2 2	△△△△講師		名称変更 廃止		
	環境	幼児と環境	2	××××准教授		環境Ⅰ 環境Ⅱ	2 2	××××准教授		名称変更 廃止		
		幼児と言葉	2			言葉Ⅰ 言葉Ⅱ	2 2			名称変更 廃止		
	表現	音楽表現 造形表現	2 2		⑬	音楽表現 造形表現	2 2					
科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)		保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)				
⑭	●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む） ・教員の免許状取得のための選択科目 ・「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」の必修単位数の合計	(新) 14単位 / (旧) 14単位 (新) 0単位 / (旧) 8単位 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位					●教職専任教員数（領域に関する専門的事項） (新) 3人 / (旧) 3人 ●教職専任教員数（保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等） (新) 〇人 / (旧) 〇人 ●必要教職専任教員数（合計） (新) 〇人 / (旧) 〇人					

⑦ ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。  
※2 科目名称や単位数、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

□ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

＜作成例＞

（I 教育課程の変更届）  
（新旧対照表）

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表														
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部署				担当者				
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				担当者				
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail				担当者				
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）		新学期等の適用年度		備考				
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学より適用する。				
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—						
施行規則に定める科目区分等		16 新					旧					19 変更内容等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法			
			必	選	氏名・職名			必	選	氏名・職名				
教科及び教科の指導法に関する科目	国語	国語	2		他	〇〇〇〇教授	××学科 共通開設	国語	2		〇〇〇〇教授		共通開設に関する変更 名称変更 新設	
		小学国語Ⅰ	2			(〇〇〇〇教授)		小学国語	2		(〇〇〇〇教授)			
		小学国語Ⅱ	2			(〇〇〇〇教授)								
	社会	歴史	2			他	××××准教授	××学科 共通開設	歴史	2		××××准教授		共通開設に関する変更 新設
		小学社会	2			(××××准教授)								
	算数	算数	2				〇〇〇〇准教授	17	算数	2		〇〇〇〇准教授		履修方法変更 履修方法変更
		小学算数	2				(〇〇〇〇准教授)	（これより上は2単位選択必修）	小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)		
		.....	2				(〇〇〇〇准教授)		.....	2		(〇〇〇〇准教授)		
	理科	理科	2				△△△△教授		理科	2		△△△△教授		
		小学理科	2				(△△△△教授)		小学理科	2		(△△△△教授)		
		.....	2				(△△△△教授)		.....	2		(△△△△教授)		
	生活	生活	2				18		生活	2				
小学生活		2						小学生活	2					
.....		2						.....	2					
音楽	音楽	2				●〇〇〇〇講師		音楽	2		△△△△講師		教職専任教員変更 教職専任教員変更 教職専任教員変更	
	児童音楽	2				(●〇〇〇〇講師)		児童音楽	2		(△△△△講師)			
	児童音楽	2				(●〇〇〇〇講師)		児童音楽	2		(△△△△講師)			
図画工作	図画工作	4						図画工作	2				単位数変更 新設 廃止	
	絵画Ⅰ	2			他		△△学科 共通開設	児童図画工作	2					
家庭	家庭	2						家庭	2				履修方法変更	
	小学家庭	2						小学家庭	2					
	.....	2						.....	2					
体育	体育	2				××××講師		体育	2		××××助教		職位変更 職位変更	
	児童体育	2				(××××講師)		児童体育	2		(××××助教)			
外国語	英語	2					英語	2						
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目														
●単位数			・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			(新) 36単位 / (旧) 28単位			●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）			(新) 6人 / (旧) 6人		
			・教員の免許状取得のための選択科目			(新) 14単位 / (旧) 16単位			教職専任教員数（各教科の指導法）			(新) 〇人 / (旧) 〇人		
			・「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」の必修単位数の合計			(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位			教職専任教員数（教育の基礎的理解に関する科目等）			(新) 〇人 / (旧) 〇人		
									●必要教職専任教員数（合計）			(新) 〇人 / (旧) 〇人		

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。  
 ※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

① 「**大学名**」欄は、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること(23 ページ①参照)。

(例)・大学学部学科等における課程 → ○○大学(学部学科等の課程)

② 「**設置者名**」欄は、変更年度(令和8年度に変更届を提出し、令和9年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は令和8年度である。)の4月1日時点における大学の設置者を記載すること(法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと)。

③ 「**大学の位置**」欄は、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

④ 「**担当部局**」「**電話番号**」「**e-mail**」「**担当者**」欄は、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載すること。

⑤ 「**学部**」「**学科等**」欄は、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「-」を記載すること。

⑥ 「**入学定員**」欄は、学則に定める入学定員を記載すること(記載に当たっては数字のみとし、単位(人)は記入しないこと)。

※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

⑦ 「**直近の認定年度**」欄は、「**学科等**」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。**学部学科等の改組・再編を伴わない**学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること(直近の変更届提出年度及び審査年度ではないため注意すること)。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

(例)・令和○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

※ 平成30年度に再課程認定を受けた課程の認定年度は、「令和元年度」であるので留意すること。

⑧ 「**認定を受けている免許状の種類(免許教科)**」欄は、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること(25 ページ参照)。

⑨ 「**新学則等の適用年度**」欄は、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、教職専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「-」を記載すること。

⑩ 「**備考**」欄は、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、令和9年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和9年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨(例えば、令和8年度・令和9年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「令和8年度入学生及び令和9年度入学生に適用する。」)を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「**授業科目**」「**単位数**」欄及び本<記載上の注意>以外の項目は、Ⅱ. 2. 様式の作成例及び記入要領(22 ページ～参照)を参照して、同様に記載すること。

⑫ 「**教職専任教員**」欄は、各授業の担当教員のうち、教職専任教員の氏名を記載すること(兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと)。一つの授業科目を複数の教職専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑬ 同一教職専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の教職専任教員は、3領域以上にわたり、それぞれにおいて1人を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑭ 「**●単位数**」は、(新)(旧)それぞれに記載している授業科目の単位数を、「**必修科目(選択必修科目の単位数を含む)**」と「**選択科目**」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

・「**必修科目(選択必修科目の単位数を含む)**」欄

＝必修科目欄の単位数合計＋選択必修で最低限選択しなければならない単位数

・「**選択科目**」欄

＝選択科目欄の単位数合計－選択必修で最低限選択しなければならない単位数

⑮ 「**●教職専任教員数(領域に関する専門的事項)**」「**●教職専任教員数(保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等)**」は、(新)(旧)それぞれ教職専任教員数(実数)を記載すること(「教職専任教員」欄に( )を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること)。

「**●必要教職専任教員数(合計)**」は、教職課程認定基準に規定されている、(新)(旧)それぞれの必要教職専任教員数を正確に記載すること。

⑯ 認定基準4-3(2)若しくは4-4(2)、又は4-8(1)～(3)により、他学科等の科目をあてる場合、又は科目を共通開設する場合、同一学科等で共通開設を行う場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「同」を、「**学校種等**」欄に共通開設先の学校種及び教科名を記載し、複数の学科等で共通開設を行う場合及び他学科等の科目をあてる場合は「**共通開設**」「**学科等**」欄に「他」を、「**履修方法**」欄に開設学科等の名称を記載すること(「**学校種等**」欄の記載は不要)。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。

⑰ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「**選択**」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「**履修方法**」欄に記載すること。

⑱ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「**ただし書教員**」を教職専任教員に置く場合は、当該教員の氏名左側に「**●**」を付すこと。

⑲ 変更箇所については下線を引き、「**変更内容等**」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を変更した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
授業科目の開設方法を共通開設に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「共通開設に関する変更」
授業科目の開設方法を連携開設科目に変更する場合	「共通開設」欄に記載された学校種等と学科等に下線を引く。	「連携開設科目（〇〇大学）」 ※「〇〇大学には当該授業科目を開設する大学名を記載」
教職専任教員を追加する場合 (兼担・兼任教員から教職専任教員への変更を含む)	「新」欄に記載された追加教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員追加」
教職専任教員を削除する場合 (教職専任教員から兼担・兼任教員への変更を含む)	「旧」欄に記載されている教職専任教員に下線を引く。	「教職専任教員削除」
教職専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「教職専任教員変更」
教職専任教員の職位（教授・准教授・講師・助教）を変更する場合	変更前・変更後の当該教員（職位含む。）に下線を引く。	「職位変更」

(例1) 授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

(例2) 授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設

(例3) 授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導論」 → 新設
- ・授業科目「進路指導論」 → 新設

⑳ 「教職専任教員」の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、(新)の教育課程等について、必要配置教職専任教員数を満たしているかなど、教職課程認定基準を満たしているかを各大学において確認すること。

㉑ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表が1ページに収まらない場合は、ページ数が増えても構わない。

ハ 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

・中学校教諭の教職課程と高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局						
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				E-mail						
新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考					
							令和〇〇年度入学生より適用する。					
新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度						
旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	中一種免（社会）	—						
施行規則に定める科目区分等												
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法	授業科目	単位数	共通開設	教職専任教員	履修方法	変更内容等
教 科 及 び 関 連 す る 専 門 的 事 項	① 日本史・外国史	日本史概論	2	高(地理)	同	〇〇〇〇教授	日本史概論	2	高(地理)	同	〇〇〇〇教授	新設 廃止
		外国史概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	外国史概論	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		日本史Ⅰ	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	日本史Ⅰ	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
		歴史	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	歴史	2	高(地理)	同	(〇〇〇〇教授)	
	地理学(地誌を含む。)	地理学概論	2	高(地理)	同		地理学概論	2	高(地理)	同		②
		地誌	2	高(地理)	同		地誌	2	高(地理)	同		
		自然地理学	2	高(地理)	同		自然地理学	2	高(地理)	同		
		人文地理学	2	高(地理)	同		人文地理学	2	高(地理)	同		
	「法学、政治学」	法学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇准教授	法学	2	高(公民)	同	〇〇〇〇准教授	名称変更 履修方法変更 履修方法変更
		.....	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	.....	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	
.....		2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)	.....	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇准教授)		
「社会学、経済学」	社会学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇助教	社会学概論	2	高(公民)	同	〇〇〇〇助教	単位数変更 職位変更 職位変更 職位変更	
	経済学概論	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	経済学概論	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)		
	.....	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)	.....	2	高(公民)	同	(〇〇〇〇助教)		
哲学	哲学	4	高(公民)	同	××××講師	哲学	2	高(公民)	同	××××助教	単位数変更 職位変更 職位変更	
	.....	2	高(公民)	同	(××××講師)	.....	2	高(公民)	同	(××××助教)		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	社会	2	高(公民)	他		社会	2	高(公民)	他		新設	
	社会科指導法Ⅰ	2	高(公民)	他		社会科指導法Ⅰ	2	高(公民)	他		新設	
	社会科指導法Ⅱ	2	高(公民)	他		社会科指導法Ⅱ	2	高(公民)	他		名称変更	
	社会科指導法Ⅲ	2	高(公民)	他		社会科指導法Ⅲ	2	高(公民)	他		新設	
	社会科教育法(小中)	2	高(公民)	他		社会科教育法(小中)	2	高(公民)	他		新設	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	高(公民)	他		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	高(公民)	他		名称変更 履修方法変更	
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	高(公民)	他		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	高(公民)	他		名称変更 履修方法変更	
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数			(新) 38単位 / (旧) 36単位			●教職専任教員数（教科に関する専門的事項）			(新) 4人 / (旧) 4人			
③ ●「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 (他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。)			(新) 2単位 / (旧) 0単位			●必要教職専任教員数（教科に関する専門的事項）			4人			
●教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			(新) 34単位 / (旧) 30単位									
●教員の免許状取得のための選択科目			(新) 18単位 / (旧) 14単位									

<記載上の注意>

- ① 「各科目に含めることが必要な事項」欄は、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。  
※ 同規則第4条又は第5条表備考第一号において「…(〇〇を含む。)」や「[〇〇, 〇〇]」などのように、( ) や [ ] で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数の欄を灰色で塗ること。  
※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏

っていないものである（教職課程認定審査の確認事項2（1）参照）。

（例）中一種免（社会）の場合

その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。

- ③ 「●単位数」欄の「**教科に関する専門的事項**」の開設総単位数及び「**教科に関する専門的事項の共通開設単位数（他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。）**」の記載にあたっては、34 ページ II. 2. (3) v) 中高・教科及び教科の指導法に関する科目を参照すること。
- ④ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし教職専任教員」を置く場合は、当該教員の氏名左側に「※」を付すこと。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

ホ 教育の基礎的理解に関する科目等

＜作成例＞

(1 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)													
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部署		担当者					
設置者名		〇〇〇〇				電話番号							
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail							
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇〇年度		令和〇〇年度入学生より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免		—					
免許法施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等			
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必選	共通 開設 学校 種等		教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育本質論	2 2	幼中 高 2	②	1科目選択 必修	教育原論	2	幼			履修方法変更 共通開設に関する 変更 新設	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	幼中 高			教職概論	2	幼			共通開設に関する 変更	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育制度論	2	幼中 高	〇〇〇〇講師 ①		教育制度論	2	幼	〇〇〇〇助教			職位変更 共通開設に関する 変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 教育心理学	2 2	幼 幼中 高			学習・発達論 教育心理学	2 2	幼 幼				共通開設に関する 変更
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	幼中 高			特別支援教育概論	1	幼				共通開設に関する 変更
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	幼			カリキュラム論	2	幼				名称変更
道徳、総合的な学習の時間の指導等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	中	(××××教授) ③		道徳教育の指導法	2		(××××教授)			共通開設に関する 変更
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	中高	××××教授	特別活動の指導法を含む	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		××××教授	特別活動の指導法を含む		共通開設に関する 変更
	特別活動の指導法												
	教育の方法及び技術	教育方法論	2	幼	(××××教授)		教育方法論	2	幼	(××××教授)			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用(小)	1				教育におけるICT活用(小)	1					
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	2	中高	●▲▲▲▲教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	生徒指導・進路指導	2				進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	共通開設に関する 変更 教職専任教員追加
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	幼中 高			教育相談の理論と方法	2	幼				共通開設に関する 変更
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法												
	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習(幼小)	1 4	幼			教育実習事前事後指導 教育実習	1 4					共通開設に関する 変更 名称変更 共通開設に関する 変更
	教職実践演習	教職実践演習(幼小)	2	幼			教職実践演習(小)	2					名称変更 共通開設に関する 変更
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		(新) 29単位 / (旧) 29単位		●教職専任教員数 (教育の基礎的理解に関する科目等)		(新) 3人 / (旧) 2人					
		・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 4単位 / (旧) 2単位		教職専任教員数 (各教科の指導法)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					
						教職専任教員数 (教科に関する専門的事項)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					
						●必要教職専任教員数 (合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人					

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「**教職専任教員**」欄について、網掛け部分のそれぞれに、1人以上の教職専任教員を配置する必要があるため、1人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校種ごとに異なっているため、変更に係る学校種の様式を使用するとともに、**改変しないこと**。
- ② 複数の学校種に渡って共通開設科目を充てている場合、教職課程認定基準に照らして適切であるかを各大学において確認すること。
- ③ 免許法施行規則に定める複数の事項を含む科目は、他に含む事項を「**履修方法**」欄に記載すること。
- ④ 中高の場合、教職専任教員（各教科の指導法）の人数については、課程認定申請の記載例（44ページ）に準じ、校種・教科ごとに書き分けること。
- ⑤ 上記以外の記載については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

へ 大学が独自に設定する科目（学部）

<作成例>

（1 教育課程の変更届）  
（新旧対照表）

大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表										
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail				
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類（免許教科）	新学則等の適用年度	備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免	—			
免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等
		授業科目	単位数	履修方法		授業科目	単位数	履修方法		
			必 選				必 選			
大学が独自に設定する科目		学校現場体験 ボランティア実習Ⅰ ボランティア実習Ⅱ .....	2 2 2 2	①		学校現場体験 ボランティア実習 .....	2 2 2	① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上修得		名称変更 新設 履修方法変更

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 課程認定申請の記載例の備考欄（39ページ）に準じ、認定を受けている免許種の法定単位数と、学部学科等で必修としている単位数により、履修方法欄を記載すること。

（例）小学校の課程の場合（大学が独自に設定する科目として法定2単位分が必要）

○「大学が独自に設定する科目」として、上記作成例のように、旧課程では必修科目を設けていなかったが、新課程では必修科目を2単位開設する場合

旧課程においては、「「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得」と記載する。また、新課程においては、「大学が独自に設定する科目」の必修科目によって必ず修得する単位数が法定最低修得単位数を満たすため、

空欄とすること。

ト 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

<作成例>

(1 教育課程の変更届)  
(新旧対照表)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の変更届新旧対照表										
大学名	〇〇大学(学部学科等の課程)				担当部局			担当者		
設置者名	〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類(免許教科)	新学則等の適用年度	備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	令和〇〇年度	令和〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇〇年度	小一種免	-			
免許法施行規則に定める科目区分	新					旧				
	授業科目	単位数	履修方法		授業科目	単位数	履修方法		変更内容等	
日本国憲法	日本国憲法	2			日本国憲法	2				履修方法変更 名称変更 履修方法変更 新設
体育	体育理論	2	これら3科目より1科目選択必修		体育理論	2	これら2科目より1科目選択必修			
	体育実技Ⅰ	2			体育実技	2				
	体育実技Ⅱ	2								
外国語 コミュニケーション	英会話Ⅰ	2			英会話Ⅰ	2			履修方法変更	
	英会話Ⅱ	2			英会話Ⅱ	2				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	①			2	①		プログラム認定科目	
	情報機器の操作				情報処理入門					

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教職専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「情報機器の操作」として開設している科目が数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度により認定がなされたプログラムにおける科目となり、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」に変更となる場合、「**新**」欄及び「**旧**」欄の授業科目の名称に下線を引き、「**変更内容等**」欄に「プログラム認定科目」と記載すること。

チ その他の科目

- ・養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、大学が独自に設定する科目についても、文部科学省ホームページに掲載の様式により作成すること。
- ・大学が独自に設定する科目については、一種・二種免許状の課程なのか、専修免許状の課程なのかに応じて、適切な様式を用いて記載すること。
- ・記載に当たっては、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目(幼稚園)」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校)」の「<記載上の注意>」を参照すること。

(3) 大学、設置者、学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や設置者(法人)名を変更する場合においても、本様式を適宜書き換えの上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

<作成例>

(III 学科等の名称変更届)

文書番号  
① 令和〇〇年〇月〇〇日

②  
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者(設置者)名 ③  
届出者(設置者)の長の職名及び氏名 ④

〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について(報告)

この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
〇〇学部〇〇学科	中一種免(国語) 高一種免(国語)	〇〇学部××学科

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。
  - 届出者(設置者)名
    - ・国立大学→国立大学法人名
    - ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
    - ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名
  - 届出者(設置者)の長の職名及び氏名
    - ・国立大学→当該国立大学法人の長
    - ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
    - ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 押印は不要とする。

#### (4) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。  
※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。

<作成例>

(IV 学科等の入学定員変更届)			
			文書番号
			① 令和〇〇年〇月〇〇日
②			
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿			
届出者（設置者）名			③
届出者（設置者）の長の職名及び氏名			④
〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）			
この度、令和〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、 下記のとおり、報告します。			
記			
学科等の名称	免許状の種類	旧入学定員	新入学定員
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇人	〇〇人

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- ・国立大学→国立大学法人名
- ・公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- ・私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- ・国立大学→当該国立大学法人の長
- ・公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

#### (5) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、令和8年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が令和8年度以降は学生募集を停止する場合は、令和7年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が直ちに廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げる年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること（4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間）。

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や教職専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、145 ページ（6）旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること（114 ページ参照）。

<作成例>

(V 学科等の課程認定取下届)

文書番号  
① 令和〇〇年〇月〇〇日

②  
文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者（設置者）名 ③  
届出者（設置者）の長の職名及び氏名 ④

〇〇大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための  
課程の認定取り下げについて（報告）

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

学科等の名称	免許状の種類	文書番号	文書日付
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇文科初第〇〇号 ⑤	〇〇年〇月〇日

2 認定取り下げ時期  
令和〇〇年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

3 認定取り下げ理由 ⑥  
令和〇〇年度に、〇〇学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「**届出者（設置者）名**」及び「**届出者（設置者）の長の職名及び氏名**」を以下に従って記載すること。
  - 届出者（設置者）名
    - ・ 国立大学→国立大学法人名
    - ・ 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
    - ・ 私立大学→私立大学を設置する学校法人名
  - 届出者（設置者）の長の職名及び氏名
    - ・ 国立大学→当該国立大学法人の長
    - ・ 公立大学→当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
    - ・ 私立大学→当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 「**文書番号**」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。
- ⑥ 「**取り下げ理由**」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

(6) 旧法に基づく変更届

平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

(ア) 変更届の提出が必要な場合

(1) 教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）及び（2）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）のみ提出が必要となる。

(イ) 変更届提出期限

(1) 教育課程の変更届（117 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ）については、変更後の教育課程を実施する前に、（2）教育課程の変更届（認定在外教育施設において教育実習を行おうとする場合）については、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに提出すること。

(ウ) 変更届提出方法

146 ページを参照し、PDFファイルにより提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

(エ) 必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「**専任教員氏名・職名**」欄は空欄とすること。

## (7) 変更届等の作成・提出方法

### <作成方法>

- ・提出する課程の種類(23 ページ参照)に応じて、提出する変更届の種類(以下(1)～(8)の別)ごとにそれぞれ別葉で作成し、それぞれを1つのPDFファイルにまとめること。
- ・提出する変更届の種類
  - (1) 教育課程の変更届①～⑥
  - (2) 教育課程の変更届⑦
  - (3) 教育課程の変更届⑧
  - (4) 教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]
  - (5) 学科等の名称変更届
  - (6) 学科等の入学定員変更届
  - (7) 学科等の課程認定取下届
  - (8) 旧法に基づく変更届
- ・「教育課程の変更届⑦」「教育課程の変更届⑧」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、1つのPDFファイルにまとめること。
- ・また、大学学部学科等の中で複数の教職課程の変更がある場合であっても、それぞれの教職課程ごとに作成するのではなく、大学学部学科等の全体をまとめて作成すること。
- ・全ての書類は、紙媒体のスキャンではなく、電子媒体をPDFファイルに変換して作成すること。
- ・ファイル名は、以下のとおりとすること。  
**【提出する課程の種類(23 ページ参照)】(提出する変更届の種類) 大学名**  
例：  
【学部学科等の課程】(教育課程の変更届①②⑤) 文部大学  
【学部学科等の課程】(教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]) 科学大学  
【学部学科等の通信課程】(学科等の名称変更届) 文科大学  
【学科等の課程】(学科等の入学定員変更届) 虎ノ門短期大学  
【研究科専攻等の課程】(教育課程の変更届①⑤⑦) △△大学  
【学部学科等の課程】(旧法に基づく変更届) □□大学
- ・書類の順番は、117 ページの表に示す必要提出書類の順とすること。なお、教員の履歴書・教育研究業績書は、1人の教員につき、履歴書及び教育研究業績書をセットで並べること。  
例：A教員の履歴書→A教員の教育研究業績書→B教員の履歴書→B教員の教育研究業績書  
また、複数の科目区分の新旧対照表を提出する場合、20 ページ II. 1. (5) 申請書の作成・提出方法 ⑥の※1 のとおりの順に並べること。
- ・仕切りページや白紙ページの挿入は不要。
- ・117 ページの表に示す必要提出書類の種類ごとに「しおり」を付すこと。
- ・通し番号をページ右肩に付すこと。
- ・PDFファイルの表示設定を、以下①～③のとおり設定すること。
  - ①ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
  - ②ページレイアウトは「連続」
  - ③表示比率は「幅に合わせる」

<提出方法>

**令和8年4月1日より変更する場合**

- ・当省の「クラウドストレージサービスBox」にて提出すること。なお、メールでの提出報告の連絡は不要である。
- ・提出する変更届の種類により「クラウドストレージサービスBox」の提出先が異なるため、必ず確認の上、アップロードすること。

**教育課程の変更届①～⑥**

<https://mext.ent.box.com/f/babc50f7b697470693526876a419d67c>

**教育課程の変更届 [在外教育施設での教育実習]**

<https://mext.ent.box.com/f/4f25ca720470413f923ecd62cd6371c8>

**学科等の名称変更届**

<https://mext.ent.box.com/f/812371fb90444be8887227cfce2e84df>

**学科等の入学定員変更届**

<https://mext.ent.box.com/f/02d45175192a49baab76a89582579fd5>

**学科等の課程認定取下届**

<https://mext.ent.box.com/f/5c0dc417d7824e4a96ace0d73478b9ef>

**旧法に基づく変更届**

<https://mext.ent.box.com/f/49d3d49f58fe4ac3b59dee7f2431eb19>

**令和8年4月2日以降より変更する場合（例えば、令和8年度後期から変更する場合）**

- ・当省より指示があるまでは、メールにて提出すること。
- ・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一回のメール等で提出しても構わない。
- ・メールの宛先、メールのタイトルは以下のとおりとする。  
宛先：kyo-men@mext.go.jp  
件名：【提出】令和〇年度変更届（〇〇〇〇の変更届）（〇〇大学）  
※（〇〇〇〇の変更届）の部分は146ページを参照し、提出する変更届の種類に応じて記載する。  
※（〇〇大学）の部分は23ページを参照し、変更届を提出する課程の種類に応じて記載すること。
- ・当省のメールサーバの設定上、メール本文、添付ファイル合わせて25MB以上のデータの受信はできないため、送信データが超える場合は、以下のいずれかにより対応すること。
  - i) 複数のメールに分けた上でメールタイトルに通数を追記
  - ii) 当省の「クラウドストレージサービスBox」を利用。  
※「クラウドストレージサービスBox」の利用を希望する場合は、上記件名にてメールを送信し、メール本文にてその旨依頼すること。

## IV. 審査基準等

### 1. 教職課程認定基準

#### 教職課程認定基準

平成13年7月19日  
教員養成部会決定

一部改正	平成16年6月23日
一部改正	平成18年7月31日
全部改正	平成19年5月10日
一部改正	平成20年6月10日
一部改正	平成20年12月24日
一部改正	平成21年5月18日
一部改正	平成26年11月7日
一部改正	平成27年11月24日
一部改正	平成29年11月17日
一部改正	令和3年5月7日
一部改正	令和3年8月4日
一部改正	令和3年12月22日
一部改正	令和4年7月28日
一部改正	令和4年11月25日
一部改正	令和5年9月28日

#### 1. 総則

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

#### 2. 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。  
また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。  
さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連係協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等

の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (3) 複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。
- (4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。
- (5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。  
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。
- (7) (4)にかかわらず、栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。
- (8) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。

### **3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）**

- (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。なお、短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。  
ただし、大学設置基準第57条第1項、専門職大学設置基準第76条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項又は短期大学通信教育設置基準第12条第1項の規定による認定（以下、「教育課程特例認定」という。）を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。
- (2) 共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

(4) 施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は**教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）**及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

ただし、教育課程特例認定を受けた大学の教育課程が、当該特例に係る先導的な取組により適正に実施できるものと認められる教職課程である場合は、この限りではない。

(5) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。

(6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

- ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）

- ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

(10) 教職専任教員は、3（9）の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

#### 4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2（8）より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

##### 4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
①幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人  合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において1人 ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要教職専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

(※4) 3（7）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ

備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者(「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ)は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

(※5) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

#### 4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)(以下「国語等」という。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

なお、3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人(短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人)については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

- ①「教科に関する専門的事項」
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④「各教科の指導法」
- ⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。

#### 4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位

以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3) 「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

- (4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

- (5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3) 又は (※4) による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要教職専任教員数
800人 以下	2人以上
801人 ～ 1,200人 以下	3人以上
1,201人 ～	4人以上

(※1) 教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)において1人

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

#### 4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目(「 」内の事項)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3) 「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する

科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上
水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

(※1) 英語以外の外国語の必要教職専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の基幹教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する教職専任教員とみなすことができる。

(※3) 「複合科目」を担当する教職専任教員を、必要教職専任教員数に含めることができる。

(※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

(※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者とする。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5)ii)に定めるとおりとする。

ただし、(※1)の教職専任教員の配置について、「総合的な学習の時間の指導法」とあるのは、「総合的な探究の時間の指導法」と読み替えるものとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に

関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

#### 4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。  
 なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含むものとする。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
特別支援教育の基礎理論に関する科目		1人以上				
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は 生徒の心理、生 理及び病理に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある 幼児、児童又は 生徒の教育課程 及び指導法に関 する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

#### 4-6 養護教諭の教職課程の場合

- (1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。  
 なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目

(教育の基礎的理解に関する科目など) ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要教職専任教員数は3人以上とし、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする。また、このうち1人は、看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)に置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5)ii)に定めるとおりとする。

ただし、(※1)の教職専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。)において1人
- ・ 教育の基礎的理解に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)において1人

#### **4-7 栄養教諭の教職課程の場合**

(1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項(栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など)が含まなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、4-6(3)ii)に定めるとおりとする。

#### **4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例**

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

① 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(イ) 中学校(国語)・高等学校(国語)と高等学校(書道)

(ロ) 中学校(社会)と高等学校(地理歴史)

(ハ) 中学校(社会)と高等学校(公民)

- (二) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)
- (ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)
- (へ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)
- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校 (国語)・高等学校 (国語)
- (ロ) 小学校の社会と中学校 (社会)・高等学校 (地理歴史)・高等学校 (公民)
- (ハ) 小学校の算数と中学校 (数学)・高等学校 (数学)
- (ニ) 小学校の理科と中学校 (理科)・高等学校 (理科)
- (ホ) 小学校の音楽と中学校 (音楽)・高等学校 (音楽)
- (へ) 小学校の家庭と中学校 (家庭)・高等学校 (家庭)
- (ト) 小学校の体育と中学校 (保健)・中学校 (保健体育)・高等学校 (保健)・高等学校 (保健体育)
- (チ) 小学校の外国語 (英語) と中学校 (英語)・高等学校 (英語)
- (リ) 小学校の図画工作と中学校 (美術)・高等学校 (美術)・高等学校 (工芸)

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (イ) 中学校 (国語)・高等学校 (国語) と高等学校 (書道)
- (ロ) 中学校 (社会) と高等学校 (地理歴史)
- (ハ) 中学校 (社会) と高等学校 (公民)
- (二) 中学校 (社会)・高等学校 (公民) と中学校 (宗教)・高等学校 (宗教)
- (ホ) 中学校 (数学)・高等学校 (数学) と高等学校 (情報)
- (へ) 中学校 (美術)・高等学校 (美術) と高等学校 (工芸)
- (ト) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と高等学校 (看護)
- (チ) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と養護教諭
- (リ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と高等学校 (看護)
- (ヌ) 中学校 (保健)・高等学校 (保健) と養護教諭
- (ル) 中学校 (保健体育)・高等学校 (保健体育) と中学校 (保健)・高等学校 (保健)
- (ヲ) 中学校 (技術) と高等学校 (情報)
- (ワ) 中学校 (技術) と高等学校 (工業)
- (カ) 高等学校 (看護) と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科

について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- (イ) 小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）
- (ロ) 小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）
- (ハ) 小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）
- (ニ) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）
- (ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）
- (ヘ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）
- (ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）
- (チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）
- (リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）

- ④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3（2）及び4-4（2）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

- i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

- ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

- ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）
- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法

- iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及び

キャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。)については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 教育実践に関する科目(教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。)及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校(国語)の教科の指導法の一部(書道)と高等学校(書道)の教科の指導法
- ② 中学校(社会)の教科の指導法の一部(地理歴史)と高等学校(地理歴史)の教科の指導法
- ③ 中学校(社会)の教科の指導法の一部(公民)と高等学校(公民)の教科の指導法
- ④ 中学校(美術)の教科の指導法の一部(工芸)と高等学校(工芸)の教科の指導法
- ⑤ 中学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と中学校(保健)の教科の指導法
- ⑥ 高等学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と高等学校(保健)の教科の指導法

viii) 「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 小学校の国語と中学校(国語)
- ② 小学校の社会と中学校(社会)
- ③ 小学校の算数と中学校(数学)
- ④ 小学校の理科と中学校(理科)
- ⑤ 小学校の音楽と中学校(音楽)
- ⑥ 小学校の家庭と中学校(家庭)
- ⑦ 小学校の体育と中学校(保健)又は(保健体育)
- ⑧ 小学校の外国語(英語)と中学校(英語)
- ⑨ 小学校の図画工作と中学校(美術)

### (3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8(2)vii)に準じて取り扱うものとする。

### (4) 教職専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要教職専任教員数については、次の表の第一欄に掲げる4-1(3)、4-2(4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
4-1 (3)	(右欄) 合計3人以上	合計2人以上
4-2 (4)	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

3 (7) の規定にかかわらず、以下の場合、それぞれの教職課程において、教職専任教員とすることができる。

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員（ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3 (5) i) 表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4 (5) i) 表に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者でなければならない。）

②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」

「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員

## 5 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2 (8) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。

### 5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の教職専任教員を置かななければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

### 5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の教職専任教員を置かななければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

### 5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (5) i) に定める教職専任教員を当該課程に置かななければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii) (※1) は適用しない。

#### **5-4 高等学校教諭の教職課程の場合**

高等学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5) i) に定める教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) (※1) は適用しない。

#### **5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合**

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の教職専任教員を置かなければならない。

大学院等の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る教職専任教員を、それぞれの教職専任教員として取り扱うことができる。

#### **5-6 養護教諭の教職課程の場合**

養護教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の教職専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6(3) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6(3) ii) ただし書は適用しない。

#### **5-7 栄養教諭の教職課程の場合**

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年<sup>文部省</sup>令第2号））」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の教職専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-6(3) ii) に定めるとおりとする。なお、教職専任教員の配置にあたっては、4-6(3) ii) ただし書は適用しない。

#### **5-8 教育課程、教育研究実施組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例**

(1) 大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8(1) ii) ①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8(2)を準用する。

(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目

(イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8(1) i) ①②③を準用する。

(ロ) 養護に関する科目は、4-8(1) i) ②を準用する。

② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8(2)を準用する。

- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において、教職専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。
- (5) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の教職専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の教職専任教員として取り扱うことができる。

## **6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例**

- (1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。  
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要教職専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。  
ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

## **7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例**

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類が同一である場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要教職専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

## **8 通信教育の課程への特例**

- (1) 通信教育の課程において、教育課程及び教育研究実施組織については、通学教育の課程に準ずる。
- (2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることができる。

る。

## 9 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類<sup>1</sup>の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の教職専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要教職専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

## 10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2（4）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2（5）及び（6）は適用しない。

## 11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2（4）、（5）及び（6）にかかわらず、数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

## 12 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- (1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（6）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。
- (2) 連携教職課程については、各設置大学の教職専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。
  - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
  - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
  - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- (3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8

特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

(4) 連携教職課程に配置する必要教職専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要教職専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。

(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。

ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

### 1.3 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

### 1.4 教育実習等

(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。

(2) 教育実習等の計画においては、入学定員に応じた適切な規模の実習校を確保するものとし、学校体験活動及び栄養教育実習を除き、以下の表の区分に応じて定める必要学級数を満たさなければならない。

区分	必要学級数
幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
中学校教諭・高等学校教諭の教職課程	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教諭の教職課程	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭の教職課程	入学定員5人に1校の割合

(※) 10又は11に定める特例による幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の場合の必要学級数は入学定員10人に1学級の割合とする。

(3) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。

なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。

- (4) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。
- (5) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

## **15 その他**

- (1) 本基準は、令和7年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

## V. 参考（教職課程の申請・運営にあたって）

### 1. 各科目の名称例について

#### ○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例			
第2欄	・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現		
		各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。)	国語科教育法 教科教育法(国語) 初等教科教育法(国語) 初等科教育法(国語科) 社会科・地歴科教育法 社会科・公民科教育法 社会科・地歴科指導法 社会科・公民科指導法 中等教科教育法(社会・地歴)		
		保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容指導法 保育内容総論 保育内容指導法(健康) 保育内容「人間関係」の指導法 領域(環境)の指導法		
		第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 教育原理 教育基礎論 学校と教育の歴史 教育学概論
				教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論 教職原論 教職論 教職入門 ※ 保育者論
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			※ 教育行財政 教育行財政論 教育制度論 学校制度論 学校の制度 教育の制度と経営 教育行政学 教育社会学 学校教育社会学 教育経営論	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学 心身の発達と学習過程 学習心理学 学校教育心理学 学習・発達論 発達心理学	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			※ 特別支援教育概論 ※ 特別支援教育総論 ※ 特別支援教育入門 ※ 特別の教育的ニーズの理解とその支援 ※ 特別のニーズ教育の基礎と方法 ※ 特別支援教育・保育概論 ※ 特別支援教育概論(障害児保育を含む) ※ 特別な支援を要する子どもの理解と支援	

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論
			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
		※ 保育カリキュラム論	
		※ 保育・教育課程論	
		※ 教育・保育課程論	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
			道徳教育の指導法
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
			総合的な探究の時間の指導法
		特別活動の指導法	特別活動論
			特別活動の指導法
			特別活動の理論と方法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術
		教育の方法及び技術	教育方法論
			教育方法学
			教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用
			情報通信技術活用論
			教育とICT活用
			ICT活用の理論と方法
			ICT活用の理論と実践
			教育におけるICT活用
			教育現場でのICT活用
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導論
			生徒・進路指導論
			生徒指導の理論及び方法
	生徒指導の理論と方法		
幼児理解の理論及び方法	幼児理解		
	幼児理解の理論と方法		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談		
	教育相談の基礎		
	教育相談の基礎と方法		
	教育相談の理論と方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		
	進路指導		
	進路指導・キャリア教育の理論と方法		
第5欄	教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導
			教育実習指導
		教育実習	教育実習Ⅰ～Ⅳ
		学校体験活動	学校体験活動
			学校インターンシップ
		教職実践演習	教職実践演習(幼稚園)
			教職実践演習(中・高)
	教職実践演習(養護教諭)		
	教職実践演習(栄養教諭)		
	※ 保育・教職実践演習(幼稚園)		

○栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭の課程）

教育職員免許法施行規則に定める区分	科目名称例
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法
	学校栄養教育の理論と方法
	学校栄養指導論
	食育指導論
	食育指導の理論と方法
	食育実践論

○特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭の課程）

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論
		障害児教育総論
		障害者教育概論
		障害者教育論
		障害者発達教育論
		特別支援教育総論
		特別支援教育概論
		特別支援教育基礎理論
		特別支援教育論
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
		視覚障害者の心理・生理・病理
		視覚障害児の心理・生理・病理
		聴覚障害者の心理・生理・病理
		知的障害者の心理・生理・病理
		肢体不自由者の心理・生理・病理
	病弱者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者教育論
		視覚障害児教育論
		視覚障害者教育課程論
		視覚障害者指導法
		視覚障害者指導論
		視覚障害者教育方法論
		視覚障害教育
		聴覚障害者教育論
		知的障害者教育論
		肢体不自由者教育論
		病弱者教育論
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害者教育総論
	聴覚障害者教育総論	
	知的障害者教育総論	
	肢体不自由者教育総論	
		病弱者教育総論

第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。
			重複障害・LD等の心理・生理・病理
			重複障害児等の心理・生理・病理
			言語障害者の心理・生理・病理
			発達障害者の心理・生理・病理
			情緒障害者の心理・生理・病理
			学習障害者の心理・生理・病理
			LDの心理・生理・病理
			学習障害(LD)者の心理・生理・病理
			注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理
ADHDの心理・生理・病理			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育論
			重複障害児教育論
			重複障害者教育課程論
			重複障害者指導法
			重複障害者指導論
			重複障害者教育方法論
			重複障害・LD等教育
			発達障害者教育論
			言語障害者教育論
			情緒障害者教育論
		学習障害者教育論	
		LD教育論	
		学習障害(LD)者教育論	
		注意欠陥多動性障害者教育論	
		ADHD教育論	
		注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育総論
			言語障害者教育総論
			情緒障害者教育総論
			学習障害教育総論
注意欠陥多動性障害教育総論			
重複障害等教育総論			
LD等教育総論			
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習
			障害者教育実習
			特別支援教育実習
		教育実習事前事後指導	
		教育実習指導	
		障害者教育実習事前事後指導	
		障害者教育実習指導	
		特別支援教育実習事前事後指導	
		特別支援教育実習指導	

	<p>職専任教員数を低減する規定はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 8 (1)、(2)</p>
90	<p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における教職専任教員とすることができるか。</p> <p>A 教職専任教員の定義は、教職課程認定基準3(7)に規定しており、該当するかどうかを判断するに当たって特任教員などの学内における呼称に制限はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (7)</p>
91	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、ある1人の教職専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において教職専任教員として必要教職専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」』という意味も包含されている。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の教職専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の教職専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼任教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (9)、4-8 (4)</p>
92	<p>Q 必要教職専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入学定員、科目等履修生定員及び臨時定員等は含まず、学則に定める入学定員を指す。</p>
93	<p>Q 教職課程を受けている学部学科等の定員変更や教職課程を取り下げた場合、変更（取下げ）前の教職関係科目や教職専任教員数はいつまで維持する必要があるか。</p> <p>A 取下済の教職課程に関する教職課程関係科目や教職専任教員数の維持が必要な期間について基準等に特段の定めはないが、旧課程に在籍する学生が教員免許状取得に関し不利益を被ることのないよう、大学として適切に対応すること。</p>
94	<p>Q 教職課程認定基準3(8)に、「学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導演法」又は「各教科の指導演法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。」との規定があるが、後段の多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合、どのように課程認定申請書や変更届に示せばよいか。</p> <p>A 課程認定申請書（様式第2号）や変更届（新旧対照表）の備考欄において、関連の授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を実施する旨を示すこと。</p>

○その他	
95	<p>Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。</p> <p>A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。</p>
96	<p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p>
97	<p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定している。教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p>
98	<p>Q 施行規則第 66 条の 6 科目に定める科目について、検定試験や資格等に基づき認定を行った単位をあてることは可能か。</p> <p>A 大学設置基準等の規定に基づき大学において認定された単位であれば可能。</p>
99	<p>Q 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」について「応用基礎レベル」のみ、認定を受けているが、「リテラシーレベル」の認定は受けていない。令和 3 年 11 月 2 日の質問回答集No.36 では、まだ「リテラシーレベル」の認定プログラムのみ定められていた状況であり、その後、「応用基礎レベル」の認定制度が始まったが、「応用基礎レベル」のみ認定を受けた場合には対象となるか。</p> <p>A 対象となる。</p>

### ●手続き関係

○教職課程認定申請について	
100	<p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後 4 年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば 4 年間、短期大学であれば 2 年間）を計画的に記載することとなる。</p>
101	<p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学（学部）設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由（例：死亡・病気退職など）により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p>

26	ICT変更届	ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和4年3月末までに届出を行えばよいか。	ご認識のとおり。
27	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項1（1）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。	確認事項1（1）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和3年8月27日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。
28	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。	各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。
29	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。	シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。
30	各教科の指導法	今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいか。	英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。
31	66条の6科目	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続きスケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいるが、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。	当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。
32	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。	免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。
33	66条の6科目	今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。	ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単位分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することを願いたい。
34	66条の6科目	「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はどういうにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。	学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。
35	66条の6科目	本学は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能か。	「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを2単位分修得することとしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することを願いたい。
36	66条の6科目	施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文科科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。
37	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。	昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。
38	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。	免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。

124	<p>Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。</p> <p>A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）</p>
125	<p>Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみ提出で足りるか。</p> <p>A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。</p>
○変更届について	
126	<p>Q 教職専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後は、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</p> <p>なお、教員変更に当たっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p>
127	<p>Q 教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p>
128	<p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生在が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成30年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p> <p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p>

129	<p>Q 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（通知）（4文科初第969号 令和4年7月28日付）」において、高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等が「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められたことに伴い、中高で共通開設をしている授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の科目名称を変更する必要があるのか。</p> <p>A 変更する必要はないが、「総合的な探究の時間の指導法」の内容についても学習指導要領に照らして適切に扱うこと。また授業科目名称を「総合的な学習（探究）の時間の指導法」等と変更する場合には変更届を提出すること。</p>
130	<p>Q 単位数の変更を伴わず、授業科目1単位あたりの時間や授業回数や授業科目の開講時期を変更しようとする場合、教職課程の各科目について、変更届を提出する必要があるのか。</p> <p>A 届出を必要とする変更にあたらないため、変更届の提出は不要である。 【参照】教職課程認定の手引き（令和8年度）＜本体＞I3（2）</p>
131	<p>Q 教職課程認定審査の確認事項1（1）③及び④に規定する「従前の学科等の教職課程と概ね同一である」とあるが、「概ね同一」とはどの程度を指すか。</p> <p>A 学科等の改組については大学によって状況が異なるため総合的な判断になるが、学科等の廃止及び新設により、従前の学科等と比較して半数を上回るような授業科目数や教職専任教員数の変更がある場合は概ね同一とは言いがたい。</p>
132	<p>Q 「教科に関する専門的事項」などの教職課程についてのカリキュラム改正を行った場合に、 新入生だけではなく、在学生にも適用することは可能か。</p> <p>A 複数年度の入学制の教育課程に適用する場合は、変更届の新旧対照表備考欄に適用年度を記載する。</p>
○教職課程を置く大学における事務等について	
133	<p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p>
134	<p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。 ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p>
135	<p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなけ</p>